

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の
施行期日を定める政令案要綱

関税定率法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 16 号）のうち、認定事業者（AEO）である輸出者、輸入者及び通関業者等について、いずれかの税関官署に対して輸出申告又は輸入申告を行うことを可能とすること等に係る規定の施行期日は平成 29 年 10 月 8 日とする。